

第 17 次審査情報提供事例（歯科）

令和 2 年 2 月 26 日提供分

社会保険診療報酬支払基金

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的・歯科医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしております。

このため、平成16年7月に「審査情報提供検討委員会」、平成23年6月に「審査情報提供歯科検討委員会」を設置し、情報提供事例の検討と併せ、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、当該委員会において検討協議を重ね、提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的・歯科医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

平成23年9月

第 17 次審査情報提供事例（歯科）

No.	項 目	提供事例
61	処 置	原則として、非う蝕性の実質欠損に対して「I 0 0 1 歯髄保護処置 2 直接歯髄保護処置」又は「I 0 0 1 歯髄保護処置 3 間接歯髄保護処置」の算定を認める。

6 1 歯髄保護処置②

《令和2年2月26日新規》

○ 取扱い

原則として、非う蝕性の実質欠損に対して「I 0 0 1 歯髄保護処置 2 直接歯髄保護処置」又は「I 0 0 1 歯髄保護処置 3 間接歯髄保護処置」の算定を認める。

○ 取扱いを定めた理由

非う蝕性の実質欠損であっても、外的刺激等によって歯髄に炎症を引き起こし、疼痛等が発現することがあり、この場合において、歯髄保護を目的として直接歯髄保護処置又は間接歯髄保護処置が必要となる場合がある。